

## 事業概要と準備書手続について

## 1 事業者等について

事業名称	富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業
事業者名	富士・東部広域環境事務組合
対象事業の種類	廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の設置（環境影響評価条例第2分類事業）
対象事業の規模	1時間当たりの処理能力の合計 約9トン
関係地域	富士吉田市、西桂町

## 2 準備書手続とは

事業者が、環境アセスメントの結果を取りまとめた書類（環境影響評価準備書）を作成し、これを公開（公告、縦覧）するとともに、対象地域において説明会を開催すること等により住民等や市町村長、知事などから意見を聴く手続です。

事業者は、これらの意見に配慮して事業計画及び環境の保全のための措置について再検討します。

## 3 準備書手続の流れ

- ①事業者が準備書を作成し、知事及び関係市町村長に送付する。
- ②事業者は送付後、縦覧する旨の公告を行い、1ヶ月間縦覧を行う。
- ③県民等は環境保全の見知から意見がある場合は事業者に意見書を提出する。
- ④事業者は県民等からの意見の概要及び意見に対する見解書を作成し、知事及び関係市町村長に送付する。
- ⑤知事は、必要に応じ公聴会を開催し、環境保全の見地からの意見を聴く。
- ⑥知事は、④の送付を受けた日から120日以内に県民等、関係市町村長及び技術審議会の意見を踏まえて知事意見を述べる。



